○文部科学省令第三十七号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ 一～三　［略］ 四　専門職大学の課程（学校教育法（以下「法」という。）第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。第四条の二及び第十条第一項において同じ。）の設置及び変更 五～九　［略］ （大学又は高等専門学校の設置の認可の申請） **第二条**　［略］ 2・3　［略］ 4　第一項の申請をした者のうち、専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。 一　教育課程連携協議会構成員名簿（別記様式第七号の二） 二　教育課程連携協議会構成員就任承諾書（別記様式第七号の三） 三　臨地実務実習施設の確保状況説明書（別記様式第七号の四） 四　臨地実務実習施設使用承諾書（別記様式第七号の五） 五　連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十六条第一項第四号ただし書若しくは同条第二項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。） 六　必要校地面積の減算説明書（別記様式第七号の七）（専門職大学設置基準第四十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第四十四条第二項の規定の適用を受ける者に限る。） 七　必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限る。） 5～7　［略］	（定義） **第一条**　［略］ 一～三　［略］ ［号を加える。］ 四～八　［略］ （大学又は高等専門学校の設置の認可の申請） **第二条**　［略］ 2・3　［略］ ［項を加える。］ 4～6　［略］